

行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は市が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約及び建設工事に付帯する測量その他の業務の契約（以下「建設工事等の契約」という。）に係る競争入札に参加する者の資格、審査、等級の格付け及び基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 法第2条第3項に規定する建設業者又は測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者等をいう。
- (2) 市内業者 業者のうち市内に主たる営業所を置く者及び市内にその他の営業所を置く者をいう。
ただし、個人については、主たる営業所が市内にある者をいう。
- (3) 市外業者 業者のうち前号に規定する者以外の者をいう。

(申請書の提出)

第2条 市が行う建設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者は、建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経営事項審査結果通知書の写し（通知書がない場合は、審査済みの押印のある経営事項審査申請書等の審査が明らかになる書類）
 - (2) 建設業許可又は測量等登録証明書の写し
 - (3) 代表者の身分証明書又は商業登記簿謄本の写し
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 入札参加等を希望する建設工事の種類は、市内業者（市内にその他の営業所のみを置く市内業者を除く。）にあつては2業種、市外業者及び市内にその他の営業所のみを置く市内業者にあつては1業種に限定するものとする。
- 3 市長は、申請書の提出の時期、場所及び方法について、必要な事項をあらかじめ公告するものとする。
- 4 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により公告された申請書の提出の時期を経過した後においても申請書を提出させることができる。この場合においては、第1項及び第2項の規定を準用する。

(競争入札に参加できない者)

第3条 建設工事等の契約に係る競争入札に参加することができない者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ないもの
- (2) 次に掲げるものの一に該当し、その事実があつた後、2年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて、契約を履行しなかつた者
 - カ ア、イ、ウ、エ及びオの一に該当する事実があつた後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 国税、県税、市税、国民健康保険税、使用料、手数料及び住宅新築資金等貸付金を滞納している者
- (4) 経営の状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員が暴力団員である法人
(資格の決定及び有資格者名簿)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により提出された申請書を審査のうえ、建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を決定し、当該資格を決定した者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとする。この場合において、第2条第4項の規定による申請者に対しては、有資格者名簿に追加して記載するものとする。

2 有資格者名簿の有効期間は、市内業者にあつては当該資格者名簿作成の日から1年間とし、市外業者にあつては当該有資格者名簿作成の日から2年間とする。ただし、有資格者名簿のうち前項後段の規定により追加して記載された者の有効期間は、追加記載された日から同条前段に規定する有資格者名簿の有効期間までとする。

(有資格者名簿の変更等)

第5条 有資格者名簿に記載された者は、住所、商号、代表者氏名及び建設業許可内容等に変更があつたときは、速やかに登録申請内容変更届けにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出を受けたときは、有資格者名簿の記載事項を変更するものとする。

(資格の取消)

第6条 市長は、有資格者名簿に記載された者が第3条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなつたときは、当該資格を取り消し、有資格者名簿から削除するとともにその旨を当該取り消された者に通知するものとする。

(指名基準)

第7条 市長は、建設工事等の契約を指名競争入札に付するときは、第4条の有資格者名簿に記載された者の中から指名しなければならない。

2 前項の規定によりがたい場合の指名及び指名の基準に関して必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定は、一般競争入札に参加させる者を確認する場合及び随意契約の相手方を選定する場合について準用する。

(等級別格付)

第8条 第4条に規定する有資格者のうち、工事の種別が土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事及び管工事の各業種で有資格者名簿に記載された市内業者については、各業種につきそれぞれ4等級に格付けするものとする。

2 前項の格付けは、客観的事項（法第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）及び主観的事項により行う。

3 新規登録業者及び客観的事項の総合評点が明らかにできない業者の格付けは、いずれも最下位の等級とする。

4 市外業者は、格付を行わない。

(標準請負工事金額)

第9条 前条に規定する格付けを行つた場合において、各等級別にその発注の標準となる請負工事金額は、次の表のとおりとする。

等級	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事
Aクラス	2,000万円以上	2,500万円以上	300万円以上	500万円以上	2,500万円以上
Bクラス	1,000万円以上	1,500万円以上	200万円以上	300万円以上	1,500万円以上
	2,000万円未満	2,500万円未満	300万円未満	500万円未満	2,500万円未満
Cクラス	500万円以上	500万円以上	100万円以上	200万円以上	500万円以上

	1,000万円未満	1,500万円未満	200万円未満	300万円未満	1,500万円未満
Dクラス	500万円未満	500万円未満	100万円未満	200万円未満	500万円未満

(情報の公開)

第10条 第2条の規定により提出のあつた申請書及び添付書類並びに第4条に規定する有資格者名簿並びに第8条の規定により格付けされた各業者の等級は、原則として公開とする。ただし、これらの内容のうち、代表者身分証明書、納税証明書等の個人のプライバシーとして保護されるべきもの及び法人の営業活動上の利益を害するおそれのあるものは、非公開とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月31日規則第19号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月21日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年8月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年7月6日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年8月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月25日規則第23号)

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則 (平成2年2月22日規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月27日規則第10号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日規則第7号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年7月30日規則第16号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月1日規則第50号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第3項の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月29日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。